

自然公園法

(略称:なし)

(昭和 32 年法律第 161 号)(公布日昭和 32 年 6 月 1 日)(令和 7 年法律第 68 号による改正)(施行日令和 7 年 6 月 1 日)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000161>

e-Gov (施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/332CO0000000298/>(令和 6 年 11 月 18 日施行)(令和 5 年政令第 304 号)

e-Gov (施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/332M50000100041/>(令和 7 年 4 月 1 日施行)(令和 6 年環境省令第 35 号)

環境省 HP: <https://www.env.go.jp/content/000062513.pdf>

この法律は自然環境保全法とともに、自然環境の場の保全に関する法律で、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を規定しています。「事業者」(法第 10 条第 6 項で定める「国立公園事業者」を除きます)が関係する条項は第 3 条の責務規定のみで、環境基本法の基本理念にのっとった優れた自然の風景地の保護とその適正な利用の責務を課しています。印刷産業の通常の事業活動には関わらない法律です。

<法律の骨格>

- 事業者に対しては、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の基本理念にのっとった優れた自然の風景地の保護とその適正な利用の責務を課している【第 3 条】。
- 国立公園および国定公園の指定【第 5 条】、解除・区域の変更【第 6 条】、公園事業【第 9 条】の手続きなどを規定している。国立公園事業は国が執行【第 10 条】し、国定公園事業は都道府県が執行する【第 16 条】。
- 国立公園および国定公園の区域内に、公園の風致を維持するために特別地域を指定する【第 20 条】ことができ、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採などは許可が必要になる【第 20 条】。また、景観を維持するために特に必要があるときは特別地域内に特別保護地区【第 21 条】を指定できる。海洋の景観維持の場合は海域公園地区【第 22 条】となり、これら以外の区域は普通地域【第 33 条】となり、事前届出となる。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>(目的) この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>	目的
第 2 条	<p>(定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。</p> <p>2 国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。次章第 6 節及び第 74 条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第 5 条第 1 項^{解釈上の注釈 1}の規定により指定するものをいう。</p> <p>3 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第 5 条第 2 項^{解釈上の注釈 2}の規定により指定するものをいう。</p> <p>4 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第 72 条^{解釈上の注釈 3}の規定により指定するものをいう。</p> <p>5 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>6 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。</p> <p>7 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図る</p>	定義

	<p>ものをいう。</p> <p>(解釈上の注釈 1) 第 5 条第 1 項は、「国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、区域を定めて指定する。」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 2) 第 5 条第 2 項は、「国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 3) 第 72 条は、「都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。」と規定。</p>	
第 3 条	<p>(国等の責務)</p> <p>国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 3 条から第 5 条^{解釈上の注釈 4}までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 4) 環境基本法</p> <p>第 3 条 (環境の恵沢の享受と継承等)</p> <p>環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。</p> <p>第 4 条 (環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)</p> <p>環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第 5 条 (国際的協調による地球環境保全の積極的推進)</p> <p>地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じた、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。</p>	責務 (国、地方公共団体、事業者、国民)
第 20 条第 1 項	<p>(特別地域)</p> <p>環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第 20 条第 3 項	<p>特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 木竹を伐採すること。 3 環境大臣が指定する区域^{解釈上の注釈 5}内において木竹を損傷すること。 4 鋤物を掘採し、又は土石を採取すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原^{解釈上の注釈 5}及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれ 	義務

	<p>らに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>7 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>8 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>9 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>10 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。</p> <p>11 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するもの^{解釈上の注釈 5}を採取し、又は損傷すること。</p> <p>12 環境大臣が指定する区域^{解釈上の注釈 5}内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの^{解釈上の注釈 5}を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>14 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するもの^{解釈上の注釈 5}を放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)</p> <p>15 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。</p> <p>16 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域^{解釈上の注釈 5}内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。</p> <p>17 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域^{解釈上の注釈 5}内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>18 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令^{解釈上の注釈 6}で定めるもの(解釈上の注釈 5)該当する条項は、施行令および施行規則にはない。 (解釈上の注釈 6) 施行令第 3 条で、「環境大臣が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。次条において同じ)において車馬を使用すること」と規定。</p>	
第 21 条第 1 項	<p>(特別保護地区)</p> <p>環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第 21 条第 3 項	<p>特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為は、この限りでない。</p> <p>1 前条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号まで、第 9 号、第 10 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる行為</p> <p>2 木竹を損傷すること。</p> <p>3 木竹を植栽すること。</p> <p>4 動物を放つこと(家畜の放牧を含む。)</p> <p>5 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>6 火入れ又はたき火をすること。</p> <p>7 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。</p> <p>8 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</p>	義務

	<p>9 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>10 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令^{解釈上の注釈7}で定めるもの (解釈上の注釈7) 施行令第4条で、「環境大臣が指定する道路において車馬を使用すること」と規定。</p>	
第22条第1項	<p>(海域公園地区) 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に、海域公園地区を指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第22条第3項	<p>海域公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第1号、第4号、第5号及び第7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものは、この限りでない。</p> <p>1 第20条第3項第1号、第4号及び第7号に掲げる行為</p> <p>2 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>3 海面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>4 海底の形状を変更すること。</p> <p>5 物を係留すること。</p> <p>6 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>7 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令^{解釈上の注釈8}で定めるもの (解釈上の注釈8) 施行令・施行規則には該当する条項はない。</p>	義務
第23条第1項	<p>(利用調整地区) 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第23条第3項	<p>何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合^{解釈上の注釈9}は、この限りでない。</p> <p>1 第20条第3項、第21条第3項若しくは前条第3項の許可を受けた行為(第68条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第20条第6項後段若しくは第8項、第21条第6項後段若しくは前条第六項後段の届出をした行為(第68条第3項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合</p> <p>2 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合</p> <p>3 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合</p> <p>4 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合</p>	義務

	<p>5 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合</p> <p>6 第 43 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合</p> <p>7 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合 (解釈上の注釈 9) 各号の注釈を省略。</p>	
<p>第 33 条第 1 項</p>	<p>(普通地域)</p> <p>国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令^{解釈上の注釈 10}で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令^{解釈上の注釈 11}で定める事項を届け出なければならない。ただし、第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。</p> <p>1 その規模が環境省令^{解釈上の注釈 12}で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令^{解釈上の注釈 12}で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)</p> <p>2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)</p> <p>六 土地の形状を変更すること。</p> <p>七 海底の形状を変更すること(海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)</p> <p>(解釈上の注釈 10) 施行規則第 13 条の 18 第 1 項で、「行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第 3 項に規定する事項を記載した届出書を提出」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 11) 施行規則第 13 条の 18 第 3 項で、「行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者同氏名、行為の目的、行為地及びその付近の状況、行為の完了予定日と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 12) 施行規則第 14 条で、海域とそれ以外で工作物ごとに規定。</p>	<p>義務</p>